

庄内中学校 自転車通学について

通常の登下校や部活動の練習等で、自転車通学を希望される場合は、以下のことをご確認の上「自転車通学許可申請書」を提出されますようお願いいたします。

庄内中学校自転車通学のきまり

～自転車通学者はヘルメットを着用し、交通規則を厳守して通学する～

準備物や自転車の整備について

○自転車損害賠償責任保険等に加入すること。

○あごひもを締め、ヘルメットを必ず着用すること。

※ヘルメットは、SGマークのついている物を購入してください。安全上問題がなければ、本校卒業生から譲り受けたものでもかまいません。

○自転車の後部泥よけに、必ずステッカーを貼る。

※1年：青、2年：緑、3年：黄（1枚200円：R6 新入生より）

R4, R5 入学生は150円のまま

○安全のため自転車には反射板（反射テープ）を必ず付ける。

○危険防止のため、整備は各自で行い、安全に乗れる状態を常に保つ。

自転車の交通規則や利用について

○登校時は正門を通過後、速やかに下車をし、以後乗車してはならない。

○下校時は正門まで自転車を押して行き、正門を通過後、乗車を許可する。

○二人乗りなどの交通違反をしない。

○暗い道での無灯火運転や雨天時の傘差し運転をしない。

○自転車通学生に向けて行われる自転車講習会を必ず受ける。

※3月に新入生、4月に全学年の自転車通学生に向けて自転車講習会を行う。

○各学年の駐輪場を使用し、カギをきちんとかける。

○学校敷地内での乗車は禁止とする。

○自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、道路標識等により自転車が通行できるとされている場合以外では車道を通行しなければならない。ただし、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。

☆以上の事項を保護者・生徒ともに確認した上で、自転車通学のきまりを厳守できる場合に限り自転車通学を許可します。決まりが守られない場合は、自転車通学許可取り消しとします。（取り消し期間は1ヶ月とする）

交通事故にあわない、起こさないために

交通規則の厳守とマナーの徹底を図りましょう。

～ 保護者の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。～